

令和二年度第三次補正中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（令和3年11月30日付け改正）

改正日	条番号	条文見出し	項番号	改正後	改正前
R3.11.30	第2条	定義	第1項	本規程において使用する用語は、経済産業省が策定する事業再構築指針において定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)補助対象者 別紙1に記載した者をいう。 (2)補助事業者 第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けた者をいう。	本規程において「補助対象者」とは、別紙1に記載した補助対象者をいう。
			第2項	(削除)	本規程において「補助事業者」とは、第9条の規定に基づく交付決定の通知を受けたものをいう。
R3.11.30	第5条	補助事業の実施期間	第1項	補助事業実施期間は、次の各号のいずれかによるものとする。補助事業者は、当該補助事業実施期間（第9条第1項の規定に基づく交付決定において中小機構が別に定める場合には、その期間。）の終了までに補助事業を完了し、かつ、第17条の規定に基づく実績報告を行わなければならない。 (1)通常枠、大規模賃金引上枠、緊急事態宣言特別枠及び最低賃金枠については、交付決定日から12か月以内（ただし、採択発表日から14か月後の日まで） (2) (略)	補助事業実施期間は、次の各号のいずれかによるものとする。なお、補助事業者が第15条の規定に基づく事故の報告に対して中小機構から指示を受けた場合に限り、指示を受けた期間までを補助事業実施期間とすることができる。 (1)通常枠及び緊急事態宣言特別枠については、交付決定日から12か月以内（ただし、採択発表日から14か月後の日まで） (2) (略)
			第2項	前項の規定にかかわらず、補助事業者が第15条の規定に基づく事故等の報告に対して中小機構から指示を受けた場合に限り、指示を受けた期間までを補助事業実施期間とすることができる。	(新設)
			第3項	(略)	(略)
R3.11.30	第6条	交付の申請	第3項	(削除)	申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
R3.11.30	第7条	電子情報処理組織による申請等	—	補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認申請、第15条の規定に基づく事故等の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項に規定する消費税等仕入控除税額の確定に伴う同項の規定に基づく報告、第23条第4項の規定に基づく担保権設定の承認申請書、第24条第3項の規定に基づく財産処分の承認申請、同条第4項の規定に基づく財産処分の報告、同条第5項の規定に基づく災害等に起因する財産処分の報告、又は第25条第1項の規定に基づく事業化状況・知的財産権の報告については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき中小機構が定めるものをいう。）により行わなければならない。	補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認申請、第15条の規定に基づく事故の報告、第16条の規定に基づく状況報告、第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第19条第2項の規定に基づく支払請求、第21条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第23条第4項の規定に基づく担保権設定の承認申請書、第24条第3項の規定に基づく財産処分の承認申請、同条第4項の規定に基づく財産処分の報告、同条第5項の規定に基づく災害等に起因する財産処分の報告、又は第25条第1項の規定に基づく事業化状況・知的財産権の報告については、原則、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき中小機構が定めるものをいう。）により行わなければならない。
R3.11.30	第8条	電子情報処理組織による通知等	—	中小機構は、第6条第1項の規定により行われた交付の申請に係る次条第1項の規定に基づく交付決定の通知、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認、第15条の規定に基づく事故等の報告に対する指示、第16条の規定に基づく状況報告の要求、第18条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第21条第3項及び第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、第22条第1項の規定に基づく交付決定の取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく加算金の納付命令、第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認、同条第6項の規定に基づく財産の処分による収入の納付命令、第26条第1項の規定に基づく収益の納付命令、又は同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。	中小機構は、第6条第1項の規定により行われた交付の申請に係る次条第1項の規定に基づく交付決定の通知、第12条第1項の規定に基づく計画変更の承認、第15条の規定に基づく事故の報告に対する指示、第16条の規定に基づく状況報告の要求、第18条第1項の規定に基づく補助金の額の確定の通知、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく延滞金の納付命令（第21条第3項及び第22条第4項の規定において準用する場合を含む。）、第21条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、第22条第1項の規定に基づく交付決定の取消し若しくは変更、同条第2項の規定に基づく補助金の返還命令、同条第3項の規定に基づく加算金の納付命令、第24条第3項の規定に基づく財産の処分の承認、同条第6項の規定に基づく財産の処分による収入の納付命令、又は第26条第1項の規定に基づく収益の納付命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。
R3.11.30	第9条	交付決定の通知	第3項	(削除)	中小機構は、第6条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
R3.11.30	第15条	事故等の報告	—	補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業を補助事業実施期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故等報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。	補助事業者は、自己の責任によらない理由により、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故等報告書を中小機構に提出し、その指示を受けなければならない。
R3.11.30	第17条	実績報告	第4項	(削除)	補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

令和二年度第三次補正中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（令和3年11月30日付け改正）

改正日	条番号	条文見出し	項番号	改正後	改正前
R3.11.30	第21条	消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還	第1項	補助事業者は、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）（以下「消費税等仕入控除税額」という。）が生じる場合は、消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した後に、様式第10により速やかに中小機構に報告しなければならない。	補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10により速やかに中小機構に報告しなければならない。
R3.11.30	第22条	交付決定の取消し等	第1項	(1)～(5) (略) (6)補助事業者が、大規模賃金引上枠の応募申請時点で、応募申請要件を満たす賃金引上げ計画を従業員に表明していないことが判明した場合 (7)～(11) (略)	(1)～(5) (略)  (新設)  (6)～(10) (略)
			第3項	中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号、第5号及び第6号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。	中小機構は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
R3.11.30	第25条	事業化状況及び知的財産権取得状況の報告	第1項	補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度（以下「補助事業終了年度」という。）の終了後を初回として、以降5年間（合計6回）、次の各号に掲げる事項に関し、様式第13による事業化状況・知的財産権報告書を中小機構に速やかに提出しなければならない。 (1)～(2) (略)	補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後を初回として、以降5年間（合計6回）、次の各号に掲げる事項に関し、様式第13による事業化状況・知的財産権報告書を中小機構に速やかに提出しなければならない。 (1)～(2) (略)
R3.11.30	第26条	収益納付及び補助金返還	第1項	中小機構は、前条第1項の規定に基づき提出された事業化状況・知的財産権報告書により、補助事業者が補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、補助事業者に対し、補助金額を上限とする金額の納付を命ずることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。ただし、当該事業化状況・知的財産権報告書の決算が赤字の場合は、納付を免除するものとする。	中小機構は、前条第1項の規定に基づき提出された事業化状況・知的財産権報告書により、補助事業者が補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、補助事業者に対し、補助金額を上限とする金額を納付させることができるものとし、補助事業者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。ただし、当該事業化状況・知的財産権報告書の決算が赤字の場合は、納付を免除するものとする。
			第2項	中小機構は、前条第1項の規定に基づき提出された事業化状況・知的財産権報告書により、大規模賃金引上枠、卒業枠又はグローバルV字回復枠の補助事業者が事業計画終了時点を含む年度までの間に、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、次の各号のいずれかの条件を満たしていないと認められる場合には、第19条第1項の規定により支払を受けた補助金の額と通常枠の補助上限額（補助対象者の応募申請時点で通常枠の補助上限額が従業員規模毎に設定されているときは当該補助上限額）との差額分について補助金の返還を命ずる。 (1)大規模賃金引上枠の補助事業者が、応募申請時点の事業場内最低賃金又は補助事業終了年度の前年度の終了月の事業場内最低賃金のうちいずれか高い金額を基準として、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引上げること。 (2)大規模賃金引上枠の補助事業者が、応募申請時点の常勤従業員数又は補助事業終了年度の前年度の終了時点の常勤従業員数のうちいずれか多い人数を基準として、従業員数の増加率を年平均1.5%以上（補助事業終了年度は1.0%以上）にすること。 (3)卒業枠の補助事業者が、事業計画終了時点を含む年度の終了時点において、別紙1に記載する中小企業者等の定義から外れ、中堅・大企業等に成長すること。 (4)グローバルV字回復枠の補助事業者が、補助事業終了年度の付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額を基準として、付加価値額の増加率の年平均又は従業員一人当たりの付加価値額の増加率の年平均を5.0%以上にすること。また、専ら従業員一人当たりの付加価値額の増加を目的として、従業員の解雇を行わないこと。	中小機構は、前条第1項の規定に基づき提出された事業化状況・知的財産権報告書により、卒業枠又はグローバルV字回復枠の補助事業者が事業計画終了時点において、予見できない大きな事業環境の変化に直面するなどの正当な理由なく、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、通常枠の補助上限額との差額分について補助金の返還を命ずる。  (新設)  (新設)  (1)卒業枠の補助事業者が、別紙1に記載する中小企業者等の定義から外れ、中堅・大企業等に成長することができなかったとき (2)グローバルV字回復枠の補助事業者が、付加価値額の増加率の年平均又は従業員一人当たりの付加価値額の増加率の年平均が5.0%に達しなかったとき